

令和 8 年10月 7 日

令和 8 年第 3 回神奈川県議会定例会

厚 生 常 任 委 員 会 報 告 資 料
(その 2)

福祉子どもみらい局

1	DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援について……………	1
---	---	---

1 DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援について

令和8年9月28日に報告した「困難な問題を抱える女性等（DV被害者及びストーカー被害者を含む）への支援の充実に向けた条例骨子案」について、議会での議論を踏まえ、次のとおり修正したので報告する。

(1) 主な修正内容

- ・ 「困難な問題を抱える女性等」という表現については、骨子案全体に使用しないこととし、女性支援法の表現を用いて法令上の対象者を定義することとした。
- ・ タイトルについて、「DV被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性」と、3つの法律に基づく支援の対象者が分かりやすくなるよう修正した。
- ・ 川崎市での痛ましい事件をきっかけにして条例の検討を開始しており、DV被害者、ストーカー被害者の安全を確保し、いのちを守っていくことが非常に重要であることを踏まえ、章の構成を見直した。
- ・ DV被害者及びストーカー被害者の安全確保等の充実強化に向け、被害に係る相談への対応について、知事と警察本部長に対し、適切な連携と安全確保のための必要な措置を義務として課す義務付け規定を置くこととした。

(2) 修正後の条例骨子案

別紙のとおり

DV被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性への
支援の充実に向けた条例骨子案

第1章 総則

①目的

- ・ DV被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性への支援主体や支援施策の連携を定めることにより、DV被害及びストーカー被害をはじめとした困難の未然防止から安全確保、自立までを一体的に支援し、社会全体で当事者を守り支え、その当事者の目線に立って、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

②定義

(1) DV被害者

次の暴力（DV）を受けた者（性別を問わない）

- ・ DV防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力
- ・ 交際関係を有するなど親密な関係にある若しくはあった者による、DV防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力と同様の暴力

(2) ストーカー被害者

次の行為（ストーカー行為）を受けた者（性別を問わない）

- ・ ストーカー規制法第6条第1項に規定するストーカー行為等

(3) 困難な問題を抱える女性

- ・ 女性支援法第2条に規定する困難な問題を抱える女性

(4) 民間支援団体

- ・ DV被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性への支援を行うことを目的とする民間支援団体

③基本理念

- ・ DV被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性の身体、生命、平穏な生活等を守り、尊厳を尊重する。
- ・ 関連施策の連携を図り、DV被害及びストーカー被害をはじめとした困難の未然防止から安全確保、自立支援までを切れ目なく実施する。
- ・ DV被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性の目線に立ち、多様なニーズに応じた伴走支援の実施。
- ・ 知事、警察本部長、市町村、民間支援団体等の関係機関が連携し、県民の理解を深め、社会全体で支援に取り組む。
- ・ DV被害及びストーカー被害については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるという性質を踏まえ、知事と警察本部長が緊密に連携して対応する。

④県の責務

- ・ 県には、基本理念にのっとり、支援実施のための総合的な施策を策定し、その施策を推進する体制の下、実施する責務があること。

⑤市町村との連携

- ・ 県は、支援施策の策定・実施について、市町村と連携・協力するよう努めること。

- ・ 県は、市町村が支援施策を策定・実施するにあたり情報提供、助言その他必要な支援をすること。

⑥県民及び事業者の役割

- ・ 県民及び事業者は、支援に関する理解を深め、県が実施する施策の推進・充実に協力するよう努めること。

⑦民間支援団体の役割

- ・ 民間支援団体は、その知識と経験を活用して支援を実施し、県、市町村、他の民間支援団体等と連携して支援施策の推進・充実に協力するよう努めること。

⑧未然防止から自立支援に向けた関係機関との緊密な連携

- ・ 県は支援施策を行うにあたり、市町村、民間支援団体と連携・協力するとともに、関係機関(※)の相互の緊密な連携が図られるよう配慮すること。
 - ・ 関係機関(※)は他の関係機関のDV被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性の支援にかかる機能や制度について把握するよう努めること。
- (※裁判所、弁護士、医療機関など)

第2章 基本計画の策定

⑨基本計画の策定

- ・ 知事は、支援施策の総合的・計画的な推進を図るため、基本計画を策定し、その実施状況を毎年、公表すること。

第3章 DV被害者及びストーカー被害者の安全確保等の充実・強化

⑩発見者による援助

- ・ DV被害者及びストーカー被害者を発見した者は、⑪の総合的な相談窓口又は警察官に通報又は当該被害者への情報提供等を行うよう努めること。

⑪総合的な相談窓口の設置

- ・ 県は、DV被害者及びストーカー被害者支援のための総合的な相談窓口を設けること。
- ・ 総合的な相談窓口では、次の業務を行うこと。
 - (1) 専門の相談員による相談
 - (2) DV被害者及びストーカー被害者が必要とする支援制度・関係機関の紹介、関係機関と連携した相談対応の実施
 - (3) 警察署・関係機関への同行支援
 - (4) その他DV被害者及びストーカー被害者支援のために必要な業務

⑫DV被害に係る相談への対応

- ・ 知事は、⑪の総合的な相談窓口においてDV被害に関する相談を受けたときは、本人の同意を得て、警察本部長や市町村等に対し適切かつ迅速に必要な情報を連携するものとする。
- ・ 知事及び警察本部長は、⑪の総合的な相談窓口又は警察署等においてDV被害に関する相談を受けたときは、関係機関と適切に連携して迅速な対応を行い、一時保護を行うなど、被害者の安全を確保するための必要な措置を行うものとする。

⑬ストーカー被害に係る相談への対応

- ・ 知事は、⑪の総合的な相談窓口においてストーカー被害に関する相談を受けたときは、本人

の同意を得て、警察本部長に対し適切かつ迅速に必要な情報を連携するものとする。

- ・ 警察本部長は、警察署等においてストーカー被害に関する相談を受けたとき又は上記により知事からの情報が連携されたときは、行政や関係機関と適切に連携して迅速な対応を行い、一時保護、被害の防止に資する物品の貸出しを行うなど、被害者の安全を確保するための必要な措置を行うものとする。

⑭DV被害者、ストーカー被害者及びその支援にあたる者に係る情報提供の禁止

- ・ 誰であっても、DV又はストーカー行為をするおそれがある者であることを知りながら、DV被害者及びストーカー被害者とその支援にあたる警察職員、弁護士、民間支援団体の職員等に関する情報を提供してはならないこと。

⑮加害者の更生のための取組

- ・ 県は、DV及びストーカー行為の加害者を更生させるための調査研究の推進など、加害者の更生のために必要な措置を行うこと。

第4章 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

⑯困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の強化

- ・ 知事は、女性相談支援員の配置促進、常勤化及び養成・育成に努め、困難な問題を抱える女性の相談支援体制を充実させること。
- ・ 知事は、市町村において、困難な問題を抱える女性への組織的な相談支援体制の構築が図られるよう、女性相談支援センター等による支援及び協力するよう努めること。
- ・ 県は、予期せぬ妊娠・出産、性被害、不安定な就労状況、経済的困窮、社会的な孤独・孤立等に関し、困難な問題を抱える女性への相談支援について適切な対応を行うこと。

⑰未然防止及び早期発見

- ・ 知事は、市町村や民間支援団体と連携して、DV被害及びストーカー被害をはじめとした困難の未然防止及び早期発見のための体制整備に取り組むとともに、困難な問題を抱える女性の早期発見に努めること。

⑱関係機関と連携した一時保護等の実施

- ・ 知事は、市町村等と連携して、一時保護施設等において、困難な問題を抱える女性の安全の確保や一時保護を行うこと。
- ・ 知事は、民間支援団体と連携して、困難な問題を抱える女性の多様なニーズに合わせた一時保護を行うよう努めること。

⑲同伴児童等への支援

- ・ 知事は、関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性の同伴児童等が必要な心理的ケアを受けながら安心して教育を受け、日常生活を送ることができるようにするために、当該児童等の年齢、発達程度及び置かれている状況に応じた十分な配慮が行われるよう、必要な施策を講ずること。

第5章 安心して自分らしく暮らすことができる環境の整備

⑳民間支援団体と連携した自立支援

- ・ 知事は、民間支援団体と連携して、DV被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、その多様なニーズに合わせた自立支援

を行うこと。

②①民間支援団体等と連携した居場所の提供

- ・ 知事は、民間支援団体等と連携して、D V被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性が安全に安心して過ごすことができる居場所を確保し、その情報提供等を行うこと。

②②住まいの確保に関する支援

- ・ 知事は、D V被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性の生活の安定を図り、又はD V被害者及びストーカー被害者等が更なる被害を受けることを防止するため、住まいの確保に関する支援その他の必要な施策を講ずること。

②③就労の支援

- ・ 知事は、D V被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性の自立に向けて、就労に必要な能力及び技術の習得の支援、就労につながる機会の提供その他必要な支援を行うこと。

②④経済的負担の軽減

- ・ 知事は、D V被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性の日常生活に支障を来すことがないよう、その経済的負担の軽減を図るために情報の提供その他の必要な施策を講ずること。

②⑤情報の提供等

- ・ 知事は、関係機関と連携し、D V被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、D V被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性が直面している様々な問題について、必要に応じて情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずること。

②⑥心身に受けた影響からの回復

- ・ 県は、D V被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性が当該被害や困難により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な医学的又は心理的支援等が受けられるよう必要な施策を講ずること。

第6章 民間支援団体に対する支援

②⑦民間支援団体への支援

- ・ 県は、民間支援団体と連携・協働に向けた意見交換を行うとともに、情報提供、助言その他必要な支援を行うこと。

第7章 雑則

②⑧地域間の均衡

- ・ 県は、支援施策の実施にあたり、地域間の均衡が図られるように努めること。

②⑨人材の確保、育成

- ・ 県は、支援施策に従事する人材の確保、育成等のため、情報提供、研修その他の必要な措置を行うこと。
- ・ 知事と警察本部長は、総合的な支援の充実のため、女性相談支援員や警察職員等の連携体制強化に向けた合同の研修を行うこと。

③⑩県民の理解の増進

- ・ 県は、支援施策への県民の関心を深めるため、広報の充実や支援施策を学ぶ機会の提供など

の必要な措置を行うこと。

- ・ 県は、学校設置者と連携し、児童等が、D V被害者、ストーカー被害者及び困難な問題を抱える女性への支援等に関することについて、その年齢及び発達の程度に応じ理解を深めるための教育、活動等が行われるよう、必要な施策を講ずること。

③①他の地方公共団体との連携協力

- ・ 県は、支援施策の実施のために必要な事項について、情報を共有する等関係する他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

③②円滑な情報共有に向けた個人情報の保護

- ・ 県、市町村、民間支援団体は、支援の実施や関係機関との連携・協力にあたって、情報連携により取得した個人情報を適切に管理し、目的外に使用してはならないこと。

③③財政上の措置

- ・ 県は、支援施策を行うために必要な財政上の措置を行うよう努めること。